

募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約施行規則 新旧対照表

下線部が変更箇所

変更案	現行
第1条 規約第4条第7号の2に規定する「告知広告」とは、例えば、次のものをいう。 (1) 申込先の住所、電話番号等が表示されていないもの (2) 問合せ又は資料請求のみを求めるもの (3) 情報の詳細についてインターネット等で閲覧することを求めるもの (4) 将来販売する予定の旅行商品を紹介するもの (5) 空席等に連動して変動し、申込時点まで確定しない価格変動型運賃利用のため、旅行代金が確定していない旅行商品を紹介するもの 第1条の2 規約第5条第1号に規定する「企画旅行業者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号」は、次の各号に定めるところにより表示するものとする。 (1) 氏名又は名称、住所及び登録番号は、旅行業法第5条に規定する旅行業者登録簿（以下「旅行業者登録簿」という。）に記載されたものであること。 (2) 企画旅行業者の主たる営業所以外の営業所が企画・実施する旅行については、当該企画旅行業者の氏名又は名称及び登録番号に加えて、旅行業者登録簿に記載された当該営業所の名称及び住所を表示すること。 (3) 行事、催物、研修等のイベントと旅行とを組み合わせた募集型企画旅行で、旅行業者とイベントの主催者が共同で実施するもの（以下「イベント旅行」という。）にあつては、企画旅行業者とイ	第1条～第4条 （略）

ベントの主催者の氏名又は名称を明確に区分して表示すること。

第2条 規約第5条第2号に規定する企画旅行者以外の事業者が企画旅行者を代理して契約を締結しようとする場合における表示にあっては、次の各号に定めるところにより表示するものとする。

- (1) 当該代理人である事業者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号は、旅行業法第5条に規定する旅行者登録簿又は旅行者代理業者登録簿（以下「旅行者登録簿等」という。）に記載されたものであること。
- (2) 「〇〇旅行会社・代理業」又は「受託販売」の表示を付すことにより、当該事業者が企画旅行者を代理して契約するものであることが明らかになるようにすること。
- (3) 当該事業者の氏名又は名称の表示に当たっては、企画旅行者の氏名又は名称の明確性を確保すること。

第3条 規約第5条第4号に規定する「当該契約に係る旅行業務を取り扱う営業所の名称及び所在地並びに旅行業務取扱管理者の氏名」は、次の各号に定めるところにより表示するものとする。

- (1) 当該募集型企画旅行の契約に係る旅行業務を取り扱う営業所の名称及び所在地は旅行者登録簿等に記載されたものであること。
- (2) 当該営業所の旅行業務取扱管理者の氏名及び総合旅行業務取扱管理者か国内旅行業務取扱管理者かの別並びに旅行者の依頼があれば当該旅行業務取扱管理者が最終的には説明を行う旨を表示すること。

- (3) 外務員が説明書面に基づき当該募集型企画旅行の内容について説明し、かつ説明書面を交付する場合は、当該外務員の氏名を表示すること。

第4条 規約第5条第5号に規定する「旅行の目的地及び出発日その他の日程に関する事項」は、次の各号に定める事項を当該各号に定めるところにより表示するものとする。

(1) 目的地

募集型企画旅行（旅行の目的地が明示されないミステリーツアーを除く。）の目的地は日程表の中で具体的に表示するほか、主たる目的地をツアータイトルの中で表示すること。ただし、ツアータイトル中にその旅行のテーマその他旅行の内容の特色を表示することにより主たる目的地が明確になる場合は、その表示を省略することができる。

(2) 出発日

原則として年月日で表示すること。

(3) 出発地・帰着地

当該募集型企画旅行が開始される場所及び終了する場所を表示すること。

(4) 日数

当該募集型企画旅行の開始日から終了日までの日数を表示すること。

(5) 宿泊地

日程中の全ての宿泊地名を表示すること。ただし、機中泊、車中泊、船中泊等となる場合は、その旨を表示すること。

(6) 運送機関及び徒歩観光の発着時刻

出発及び到着の予定時刻を表示すること。ただし、予定時刻を明確に表示することができないときは、「07:00～09:00」のように時間帯で表示するか、

又は時間の区分を示す「早朝」、「午前」、「午後」、「夜」、「深夜」等の文言を、「早朝＝04:00～07:00」等の例により、その時間帯と併せて表示すること。

(7) 自由行動

「自由行動」の表示は、移動、観光、食事等の旅行サービスの提供を受ける時間以外の旅行者が自由に使用できる時間帯で、海外旅行では2時間、国内旅行では1時間以上継続してある場合について用いること。ただし、自由行動としてその時間を併記した場合は、上記より短時間の表示をすることができる。

(8) 観光地・観光施設

ア 日程中の観光地・観光施設等について、入場するのか、下車して観光するのか、車窓からの観光かその方法を観光地等の名称に併記して具体的に明確に表示すること。

イ 季節、天候その他の現地事情によって観光地・観光施設等の変更が予測される場合は、その内容を具体的に表示すること。

(9) 土産物店等

日程中の土産物店等に関する事項について表示するときは、一般社団法人日本旅行業協会（以下「JATA」という。）及び一般社団法人全国旅行業協会（以下「ANTA」という。）作成の「旅行広告・取引条件説明書面ガイドライン」（以下「旅行広告等ガイドライン」という。）に準拠して表示すること。

第5条 規約第5条第6号に規定する「旅行者が提供を受けることができる運送、宿泊又は食事のサービスに関する事項」は、次の各号に定める事項を当該各

第5条 規約第5条第6号に規定する「旅行者が提供を受けることができる運送、宿泊又は食事のサービスに関する事項」は、次の各号に定める事項を当該各

号に定めるところにより表示するものとする。 (1) 運送サービス ア 利用する運送機関の種類又は名称及び利用する客室等の施設に等級がある場合又は特別の設備を利用する場合は、その等級又は設備を表示すること。 イ 出発地から最初の目的地及び最後の目的地から帰着地への主要な区間の運送機関が航空、鉄道、船舶の場合は、その名称を表示すること。利用する運送機関の名称を特定できない場合は、利用予定の運送機関の名称を複数列記して表示すること。 なお、日本国内において貸切バスを利用する場合も同様に表示すること。 ウ 航空便が乗り継ぎとなることが予定されている場合及び経由地があることが予定されている場合は、その旨明確に表示すること。 この際、「直行便又は経由便」、「直行便又は乗継便」の表示はできない。 エ 主要な区間でコードシェア便を利用する場合であって、記載上の航空会社と実運航航空会社とが異なるときはその旨並びに実運航航空会社名及び当該運航航空会社によって機内サービスが提供される旨を併せて明確に表示しなければならない。 オ コードシェア便を利用する旅行であって、ツアータイトルに航空会社名を使用できるのは、実運航の航空会社に限られる。 カ <u>道路運送法（昭和26年法律第183号）上の許可又は登録を要しない運送サービス（自家用自動車を利用す</u>	号に定めるところにより表示するものとする。 (1) 運送サービス ア～オ （略） （新設）
--	---

<u>る観光ガイド、アクティビティ事業者の自家用自動車による送迎等）を旅行日程に組み込む場合は、自家用自動車を利用する旨及び当該運送サービスについては道路運送法上の許可又は登録を要しない運送である旨を表示すること。</u>	
(2) 宿泊サービス ア 利用する宿泊施設の種類又は名称を表示すること。ただし、その種類が旅館又はホテルの場合は、その名称を表示すること。また、宿泊施設の名称を特定できない場合は、宿泊を予定している施設の名称を複数列記して表示すること。 イ 客室については、利用する客室の種類を表示すること。ただし、客室の種類を特定できない場合は、宿泊施設ごとに予定している客室の種類を複数列記して表示すること。また、客室の種類が洋室の場合は設備を明確に表示すること。 ウ 客室からの景観が旅行条件の一部になっている場合は、その景観を明確に表示すること。 エ 客室が、他の旅行者と同室（相部屋）となる場合等は、その条件を明確に表示すること。	(2) (略)
(3) 食事サービス ア 旅行者が提供を受ける食事で、旅行代金に含まれているものを朝食、昼食、夕食に分けて、それぞれの回数を明確に表示すること。ただし、日程表の中に食事欄を設けて、その中で、朝食、昼食、夕食の有無をマーク等で明確に表示しているときは、回数の表示を省略することができる。 イ 無料の機内食の提供を表示する場合	(3) 食事サービス ア (略) イ 機内食の提供を表示する場合は、

合は、これを食事の回数に含めず、別途表示すること。 <u>ウ 宿泊施設のサービスに付随して提供される食事（エグゼクティブフロアの朝食、ビジネスホテル等の無料朝食サービス）は、これを食事の回数に含めず、別途表示すること。</u> <u>エ</u> 名物料理等の特別な料理を賞味することを主たる目的とする旅行にあっては、提供される料理を具体的に表示すること。 <u>オ</u> 国内旅行にあっては、宿泊施設内での食事が部屋食である場合はその旨表示すること。 第6条 規約第5条第7号に規定する旅行代金は、次の各号に定める事項を当該各号に定めるところにより表示するものとする。 (1) 対価の額 ア 「旅行代金」と表示すること。 イ 旅行代金は、コースごとに明瞭に表示すること。 ウ 旅行代金に各航空会社が賦課する燃油サーチャージ（以下「燃油サーチャージ」という。）を含める場合は、旅行代金に燃油サーチャージが含まれていることを、各旅行商品の旅行代金に係る最も大きい文字の表示（「最低旅行代金～最高旅行代金」の表示をする場合はその表示）に近接して明瞭に表示すること。 なお、標準旅行業約款（平成16年12月16日国土交通省告示第1593号）募集型企画旅行契約の部（以下「標準旅行業約款」という。）第14条（旅行代金の額の変更）の規定による場合を除き、契約成立後に燃油サーチャー	これを食事の回数に含めず、別途表示すること。 （新設） <u>ウ</u> （略） <u>エ</u> （略） 第6条 規約第5条第7号に規定する旅行代金は、次の各号に定める事項を当該各号に定めるところにより表示するものとする。 (1) 対価の額 ア～ク （略）
---	--

ジが増額されても旅行者から増額分を徴収しない旨及び燃油サーチャージが減額されても旅行者に対し減額分の払戻しをしない旨を表示すること。 エ 海外募集型企画旅行における国内線と国際線の乗り継ぎに関わる国内の空港間の交通費について表示する場合は、旅行広告等ガイドラインに準拠して表示すること。 オ 旅行開始日、利用する運送機関の等級、割引の種類、設備、客室の種類や利用人員等の旅行条件により旅行代金が異なるものについては、それぞれの旅行条件ごとの旅行代金がかかるように表示すること。 カ 最低の旅行代金を表示するときは、併せて最高の旅行代金を同じ方法で表示すること。ただし、利用する運送機関の等級、割引の種類、設備、客室の種類や利用人員等の旅行条件（旅行開始日を除く。）を明瞭に表示した場合は、その近接した場所に当該条件に該当する最低と最高の旅行代金を表示することができる。 キ 子供及び幼児の旅行代金について、大人料金を適用する場合はその旨、異なる旅行代金を設定する場合はその金額及び適用年齢並びに対象となる旅行サービスの範囲を、それぞれ表示すること。 ク イベント旅行については、イベントの主催者と企画旅行業者の責任を明確にするときは、イベント参加費用と旅行代金を分けて表示すること。 ケ ツアータイトルに使用した観光施設やスポーツ観戦、コンサート観賞	ケ ツアータイトルに使用した観光施設やスポーツ観戦、コンサート観賞
--	--

等の<u>入場料</u>は旅行代金に含めて表示すること。<u>ただし、入場料を支払わなくても観光目的を果たすことができる</u>ときは、<u>入場料を含まない旅行代金を表示することができることとし、この場合には、当該入場料が含まれない旨及び入場料をツアータイトルに近接して明瞭に表示すること。</u> <u>コ</u> <u>募集型企画旅行に含まれていない特定の旅行サービスを旅行者が別途手配する旅行であって、当該特定の旅行サービスをツアータイトルに近接して表示する場合は、「別途手配」等と表示して、旅行代金や利用料金が別途必要であることを明瞭に表示すること。</u> <u>サ</u> ゴルフツアーの旅行代金表示については、ゴルフプレイに必要な経費のうち、日程に含まれているゴルフ場のグリーンフィを旅行代金に含めて表示すること。また、キャディフィ、カート代、ロッカー代、諸経費等の当該ゴルフツアーに必要とされる経費は、旅行代金に近接して明瞭に表示すること。 <u>シ</u> 記名式であること等により他人への譲渡が禁止されている入場券であって、旅行者が旅行契約を解除した際には当該入場券を旅行者が買い取る旨の特約を締結するときは、その旨及び当該入場券の代金の額を旅行代金に近接して表示すること。 <u>ス</u> 学会、見本市、ライオンズクラブ、市民マラソン等、旅行者がイベント自体を構成又は実行する者である場合は、当該イベントの登録料等を旅行代金に含めて表示しなくても差し支えない。ただし、その場合はその旨	等の<u>イベント旅行の入場料</u>は旅行代金に含めて表示すること。 (新設) <u>コ</u> (略) <u>サ</u> (略) <u>シ</u> (略)
--	--

第7条 規約第5条第8号に規定する「旅程管理業務を行う者の同行の有無」は、当該募集型企画旅行の出発地から帰着地まで旅程管理業務を行う者が同行する場合はその旨、同行しない場合は、当該業務を行う者を表示する。ただし、国内旅行にあって、旅行者に旅行サービスを受ける権利を表示した書面を交付し、旅行者自らが当該サービスの受領手続を行う場合には、その旨を明確に表示するものとする。

2 区間を限って旅程管理業務を行う者が同行する旅行については、同行する区間を明示するほか、その他の区間における旅程管理について明確に表示する。

3 旅行参加者数により旅程管理業務を行う者の同行の有無が変わる場合にあっては、同行しないことを基本とした上で、旅行参加者数が一定数以上となったときに同行させる旨を表示する。

第7条の2 規約第5条第9号に規定する「全国通訳案内士又は地域通訳案内士の同行の有無」は、旅行広告等ガイドラインに準拠して表示すること。

第8条 規約第5条第10号に規定する「旅行代金に含まれていない旅行に関する経費であって、旅行者が通常必要とするもの」とは、空港諸税及び空港施設使用料等（以下「空港諸税等」という。）、渡航手続諸費用、超過手荷物料金、クリーニング代その他の旅行代金以外に通常負担する必要のある経費並びに旅行代金に含めない燃油サーチャージをいい、これらについて具体的に表示するものとする。

第9条 規約第5条第11号に規定する「契

第7条～第20条 （略）

約の申込方法及び契約の成立に関する事項」は、次の各号に定める事項を当該各号に定めるところにより表示するものとする。

(1) 申込方法

ア 契約の申込みに際して、所定の申込書と申込金の提出が必要な場合は、その旨を表示すること。

イ 申込金の額は、金額又は旅行代金に対する割合で明確に表示すること。

ウ 電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込みを受けて契約を締結する場合は、当該企画旅行業者の旅行業約款の規定に準拠して表示すること。標準旅行業約款と同一の旅行業約款を定めている場合は、同約款第6条（電話等による予約）の規定に準拠して表示すること。同約款以外の認可された約款を使用して旅行契約を締結しようとする場合にあっては、当該約款の該当する条文に準拠して表示すること。以下同様とする。

(2) 申込条件

未成年者・高年齢者・身体障害者等の契約の申込みに対して、保護者又は付添人の同行、同意書、健康アンケート等の提出を義務付ける場合は、その旨を表示すること。

(3) 団体・グループ契約

同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者が、その責任ある代表者を定めて契約を申し込む場合の取扱いについては、当該企画旅行業者の旅行業約款の規定に準拠して表示すること。標準旅行業約款と同一の旅行業約款を定めている場合は、同約款第22条（契約責任者）の規定に準じて表示するものとする。

る。

(4) 契約の成立時期

店頭販売及び訪問販売等の対面販売による契約の申込みの場合、電話による契約の申込みの場合及び郵便又はファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込みを受けて契約を締結する場合のそれぞれについて、契約の成立時期を当該企画旅行業者の旅行業約款の規定に準拠して表示すること。標準旅行業約款と同一の旅行業約款を定めている場合は、同約款第6条（電話等による予約）及び第8条（契約の成立時期）の規定に準拠して表示すること。

第10条 規約第5条第12号に規定する「契約の変更及び解除に関する事項」は、募集型企画旅行契約を変更し、又は解除する場合の諸条件、取消料及び違約料について、当該企画旅行業者の旅行業約款の規定に準拠して表示すること。標準旅行業約款と同一の旅行業約款を定めている場合は、同約款第13条（契約内容の変更）、第14条（旅行代金の額の変更）、第15条（旅行者の交替）、第16条（旅行者の解除権）、第17条（当社の解除権等－旅行開始前の解除）及び第18条（当社の解除権－旅行開始後の解除）の規定に準拠して表示するものとする。

第11条 規約第5条第13号に規定する「責任及び免責に関する事項」は、募集型企画旅行に関し、旅行業者及び責任者が負う責任の範囲等について、当該企画旅行業者の旅行業約款の規定に準拠して表示すること。標準旅行業約款と同一の旅行業約款を定めている場合は、同約款第27条（当社の責

任)及び第30条(旅行者の責任)の規定に準拠して表示するものとする。 第12条 規約第5条第14号に規定する「旅行中の損害の補償等に関する事項」は、旅行者が募集型企画旅行参加中に被った損害に関し補償金及び見舞金の支払について当該企画旅行者の旅行業約款の規定に準拠して表示すること。標準旅行業約款と同一の旅行業約款を定めている場合は、同約款第28条(特別補償)の規定に準拠して表示するものとする。 第12条の2 規約第5条第15号に規定する「変更補償金に関する事項」は、旅程保証制度に基づく変更補償金の支払について当該企画旅行者の旅行業約款の規定に準拠して表示すること。標準旅行業約款と同一の旅行業約款を定めている場合は、同約款第29条(旅程保証)の規定に準拠して表示するものとする。 第13条 規約第5条第16号に規定する「最少催行人員」は、募集型企画旅行の参加者数があらかじめ企画旅行者が定める人員数を下回った場合に当該募集型企画旅行を実施しないこととするときの当該人員数を表示するものとする。 第14条 規約第5条第17号に規定する「参加資格」は、旅行参加について、有効な旅券や査証等の所持が必要な場合、あるいは性別・年齢や一定の技能を有していることを参加資格として設ける場合は、その旨を表示すること。 第15条 規約第5条第18号に規定する「安全及び衛生に関する事項」は、旅行の目的	
--	--

地を勘案して、旅行者が取得することが望ましい安全及び衛生に関する情報がある場合にあっては、その旨及び入手方法等を表示すること。 第16条 規約第5条第19号に規定する「個人情報保護」は、JATA及びANTA作成の「JATA・ANTA個人情報取り扱いガイドライン」に準拠して表示すること。 第17条 規約第5条第20号に規定する「旅行条件の基準期日」は、当該募集型企画旅行の諸条件（特に利用する運送機関の運賃・料金等）が、いつの時点を基準として設定されたものであるかを表示するものとする。 第18条 規約第6条第1項第1号に規定する「企画旅行業者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号」の表示については、第1条の2の規定を準用する。 第19条 規約第6条第1項第2号に規定する「企画旅行業者の代理業者又は受託旅行業者が募集広告を行う場合は、その者の名称及び住所並びに登録番号」の表示については、第2条の規定を準用する。 第20条 規約第6条第1項第4号に規定する「旅行の目的地及び出発日その他の日程に関する事項」の表示については、第4条の規定を準用する。ただし、次の各号に定める事項については省略することができる。 (1) 運送機関及び徒歩観光の発着時刻の表示 (2) 主要な目的地以外の目的地についての表示	
--	--

(3) 観光地・観光施設についての表示 ただし、当該観光地、又は観光施設がツアーの主要なものである場合は除く。 第21条 規約第6条第1項第5号に規定する「旅行者が提供を受けることができる運送、宿泊又は食事のサービス内容に関する事項」の表示については、第5条の規定を準用する。ただし、次の各号に定める事項の表示は省略することができる。 (1) 利用する運送機関の名称（国内における貸切バスを除く。）、客室の等級及び設備の表示 (2) <u>道路運送法上の許可又は登録を要しない運送サービスに関する表示</u> (3) <u>航空便の乗り継ぎ及び経由地に関する表示</u> (4) <u>利用する宿泊施設の客室の種類、設備、景観、その他の客室の諸条件の表示</u> (5) <u>食事サービスに関する表示のうち、朝食、昼食、夕食別の回数以外の表示</u> ただし、名物料理の賞味等「食」を主な目的とし、かつ、ツアータイトルに表示している募集型企画旅行については当該料理を具体的に表示すること。 第22条 規約第6条第1項第6号に規定する「旅行代金に関する事項」の表示については、第6条第1号の規定を準用する。ただし、次の各号に定める事項については省略することができる。 (1) 旅行開始日、利用する運送機関の等級、割引の種類、設備、客室の種類や利用人員等の旅行条件により、旅行代金が異なるコースの場合における最低と最高の旅行代金以外の旅行代金額の表示	第21条 規約第6条第1項第5号に規定する「旅行者が提供を受けることができる運送、宿泊又は食事のサービス内容に関する事項」の表示については、第5条の規定を準用する。ただし、次の各号に定める事項の表示は省略することができる。 (1) (略) (新設) (2) (略) (3) (略) (4) (略) 第22条～第28条の2 (略)
---	---

(2) 燃油サーチャージを旅行代金に含める場合の、契約成立後に燃油サーチャージが増額されても旅行者から増額分を徴収しない旨及び燃油サーチャージが減額されても旅行者に対し減額分の払戻しをしない旨の表示

第23条 規約第6条第1項第7号に規定する「旅程管理業務を行う者の同行の有無」の表示は、旅程管理業務を行う者が同行するか否かを表示する。区間を限って同行する者がある場合は、区間を特定して表示する。

第24条 規約第6条第1項第8号に規定する「重要なもの」とは、空港諸税等及び燃油サーチャージを旅行代金に含めない場合の燃油サーチャージをいい、空港諸税等については旅行代金とは別途必要となる旨並びに燃油サーチャージについては旅行代金とは別途必要となる旨及びその額を明瞭に表示するものとする。

第25条 規約第6条第1項第9号に規定する「申込先」の表示は、旅行参加の申込先を明確に表示するものとする。

第26条 規約第6条第1項第10号に規定する「最少催行人員」の表示については、第13条の規定を準用する。

第27条 規約第6条第1項第11号に規定する「取引条件の説明を行い、併せて説明書面を交付する旨」の表示については、当該広告に係る募集型企画旅行について、旅行条件の詳細を説明し説明書面を交付する旨を明瞭に表示するものとする。

第28条 規約第6条第3項に規定する「施行規則で定めるところ」とは、第1条の2から第17条までの規定に定められているところのものをいう。 第28条の2 規約第6条の3に規定する表示については、第4条から第7条の2まで及び第13条の規定を準用する。 2 前項にかかわらず、旅行代金の表示については、次の各号に定める事項以外の表示は省略することができる。 (1) 最低と最高の旅行代金を同じ方法で表示すること。 (2) 燃油サーチャージが旅行代金に含まれるか否かを前号の表示に近接して明瞭に表示すること。 第29条 規約第7条第1号アに規定する「食事等に関する写真又はイラストの使用」は、当該旅行が名物料理の賞味等「食」を主たる目的とし、かつ、ツアータイトルに表示されている場合であって、当日提供される食材について、その種類及び提供する料理の状態が分かる写真又はイラストを掲載する場合は、実際に提供されるものと同一でなければならない。 なお、食材の内容が天候等特別の事情により異なる可能性がある場合は、<u>イメージ</u>である旨を表示する。 2 前項以外の募集型企画旅行において、食事に関する写真又はイラストを用いる場合も、前項に準じて表示すること。 第30条 規約第7条第1号イに規定する「施行規則で定める場所」とは、旅行コースの一般情報、旅行手続案内情報、注意事項、旅行条件書等の記載に充てられた場所でコースの日程表の記載のない場所を	第29条 規約第7条第1号アに規定する「食事等に関する写真又はイラストの使用」は、当該旅行が名物料理の賞味等「食」を主たる目的とし、かつ、ツアータイトルに表示されている場合であって、当日提供される食材について、その種類及び提供する料理の状態が分かる写真又はイラストを掲載する場合は、実際に提供されるものと同一でなければならない。 なお、食材の内容が天候等特別の事情により異なる可能性がある場合は、<u>イメージ図</u>である旨を表示する。 2 (略) 第30条～第38条 (略)
--	--

いう。

第31条 規約第7条第2号アに規定する「客観的根拠のある情報又は数字」は、気象機関その他当該国の関係機関が発表した数字とする。

第32条 規約第7条第3号に規定する「オプションツアーに関する事項」は、次の各号に定めるところにより表示するものとする。

(1) 主催者

オプションツアー（以下「ツアー」という。）の主催者が企画旅行業者と異なる場合、その旨を明瞭に表示すること。

(2) ツアー内容

コース、所要時間、利用する運送機関、提供される食事の有無等を表示すること。

(3) ツアー料金

ツアーの参加料金の額及び料金に含まれる経費の範囲を明確に表示すること。料金を現地通貨で表示するときは、日本円に換算した場合の金額の目安が得られるよう、換算レート及び基準日を併せて表示すること。

(4) 申込方法

申込先及び申込みに必要な人数その他の条件について表示すること。

(5) ツアーの実施条件

ツアーの実施に必要な人員数、天候その他のツアーの実施条件を表示すること。

(6) 取消料

ツアーに参加を申し込んだ者が参加を取りやめる場合の取消料について表示すること。

2 募集広告においてツアーを募集する場合は、前項に定める事項の他にツアーの目的地その他の観光内容を表示するものとする。 第33条 規約第7条第4号に規定する「旅行計画に定めた旅行を実施するために通常必要とされる旅行サービス」とは、運送、宿泊、食事、観光、旅程管理等のサービスをいう。 第33条の2 規約第7条第7号に規定する各事項については、次に定めるところにより表示すること。 (1) 温泉を主目的とした募集型企画旅行の表示については、次に掲げる事項を明瞭に表示すること。 ア 温泉に加水するものについては、その旨 イ 温泉に加温するものについては、その旨 ウ 循環ろ過装置を使用する場合は、その旨 エ 温泉に入浴剤等を加え、又は温泉を消毒して利用する場合は、その旨 (2) 「源泉100%」、「天然温泉100%」等の表示については、加水、加温、循環ろ過装置の使用等を行っていない温泉についてのみ、行うことができる。 (3) 「天然温泉」等の表示については、加水、加温又は循環ろ過装置の使用をしている場合であっても表示することができるが、加水、加温又は循環ろ過装置の使用をしている旨を明瞭に表示すること。 (4) 療養泉としての適応症表示（効能についての表示）を行う場合において、ゆう出口における源泉を基準に判断した	
--	--

ときは、その旨表示すること。

- (5) 浴槽内の湯についての適応症表示（効能についての表示）をする場合には、一般消費者が実際に利用する浴槽内の湯が、療養泉としての基準値を維持していることを確認した上で表示すること。

第33条の3 規約第8条第2号に規定する「当該推薦人等が事実に基づいて」とは、当該推薦人等が実際に推薦等を行っている募集型企画旅行に参加（同行）した事実、又は当該推薦人等が推賞する事項について、認識している事実がある場合をいう。なお、季節によって体験等の内容が異なるときは、その季節が分かるように表示すること。

第33条の4 規約第8条第4号に規定する「確約」、「指定」等の用語を使用するに当たっては、僅かでも変更の可能性が考えられる場合はそれらの用語を使用しないこととする。また、「確約」、「指定」等の用語を使用する場合は買取り又はデポジット支払等当該表示の内容を担保するシステムを構築するなどの手当を行った上で実施すること。

第34条 規約第10条の規定による表示は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 次の事項を運用基準に定めるところにより表示するものとする。
- ア ホームステイツアーである旨
 - イ 当該ホームステイの意義と参加者の心得
 - ウ ホームステイとホテル等に宿泊する場合との差異

エ 当該ホームステイ中のホストファミリーの受入条件 オ 語学研修の機関・実施予定プログラム等の実施方法 カ その他必要な情報 (2) 「留学」の名称を用いないこと。 2 前項第1号にかかわらず、同号イ及びウについては、募集広告においてこれを省略することができる。 第34条の2 規約第11条の2に規定する表示は、JATA及びANTA作成の「ツアー登山運行ガイドライン」に準拠して表示すること。 第35条 規約第12条ただし書前段中の「最近相当期間」は、次の各号の条件を満たすものをいう。 (1) 比較対照価格で販売されていた期間が、当該商品が販売されていた期間の過半を占め、かつ、二週間以上であること。 (2) 値下げ表示開始時点で、比較対照価格で販売されていた最後の日から二週間以上経過していないこと。 2 規約第12条ただし書に基づき、二重価格表示をする場合は、値下げ前の旅行代金とその旅行代金を掲載した広告の時期、媒体等を併せて表示すること。 第36条 規約第13条の2で規定する「自己の供給する募集型企画旅行の取引について行う表示であって、一般消費者が当該表示であることを判別することが困難であると認められる表示」とは、事業者が自己の供給する募集型企画旅行の取引について行う表示であるにもかかわらず、当該表示であることを明瞭にしないことに	
--	--

より、一般消費者が当該表示であることを判別することが困難となる表示をいう。

第37条 規約第14条各号の規定について例示すると以下のとおりである。

- (1) 規約第14条第1号で規定するものとしては、例えば、広告表示をしているサービスの内容を享受するには制約条件や期間制限等があるにもかかわらず、その内容が明示されていないこと（当該旅行日程の中で、美術館その他観光施設等の休館日・ホテルのプールの工事期間やビーチの遊泳禁止期間等に当たる可能性がある場合は、その旨を明瞭に表示しないこと等）がこれに当たる。
- (2) 規約第14条第2号で規定するものとしては、例えば、ツアータイトルに利用する運送機関の特別の設備又は等級等を使用することを強調表示しながら、その設備又は等級等が利用できないことがこれに当たる。
- (3) 規約第14条第3号で規定するものとしては、例えば、客観的な裏付けがないにもかかわらず宿泊施設のランク表示をすることがこれに当たる。
- (4) 規約第14条第4号で規定するものとしては、例えば、旅行者が提供を受ける食事の表示であって、ツアータイトルや写真から受ける印象や期待感と実際のものとの間に著しく違いがあることがこれに当たる。
- (5) 規約第14条第5号又は第6号で規定するものとしては、例えば、実際と異なる泉質や効能に関する表示、又は加水、加温、循環ろ過等を行っているにもかかわらず「源泉100%」、「天然温泉

100%」などの表示や加水、加温、循環ろ過等の使用の有無に関する情報を表示することなく「天然温泉」などの表示をすることがこれに当たる。

(6) 規約第14条第7号で規定するものとしては、例えば、表示されている募集人員を超えて申込みを受け付けることにより、表示されたサービスの内容が著しく異なることになるもの、又は、出発保証、催行確約等催行を保証している表示をしながら、その催行をしない場合等がこれに当たる。

(7) 規約第14条第8号で規定するものとしては、例えば、会員価格と称してあたかも割引されている価格のように見せかけながら実際は市場価格である場合、旅行者が別個に負担するものについて旅行代金に含まれるかのような表示をする場合、カード・ローン等での支払可としておきながら実際には現金一括払いとする場合等がこれに当たる。

(8) 規約第14条第11号で規定するものとしては、例えば、いわゆる当選商法（抽選で優待旅行参加資格の10名に選ばれたと100名にダイレクトメールを出すような商法）と称される行為がこれに当たる。

(9) 規約第14条第12号で規定するものとしては、例えば、「バーゲン」、「格安」、「お買い得」、「お値打ち」等の用語がこれに当たる。

第38条 協議会は、規約及びこの施行規則を実施するため、細則又は運用基準を定めることができる。

2 前項の細則又は運用基準を定め、変更し、又は廃止しようとするときは、公正取引委員会及び消費者庁長官に事前に届け

出るものとする。	
----------	--

附 則

この規則の変更は、令和 8 年10月 1 日から施行する。